

○四国中央市水道事業給水条例施行規程

平成16年 4 月 1 日

告示第185号

改正 平成19年 3 月28日告示第35号

平成21年 9 月24日告示第168号

平成23年 3 月24日告示第71号

平成25年 3 月22日告示第26号

平成28年12月26日告示第176号

令和元年 9 月10日告示第61号

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 給水装置の工事及び費用(第3条―第16条)

第3章 給水(第17条―第20条)

第4章 料金及び手数料(第21条―第24条)

第5章 貯水槽水道(第25条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この告示は、指定給水装置工事事業者に関する事項を除くほか、四国中央市水道事業給水条例(平成16年四国中央市条例第176号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この告示において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の構造)

第3条 給水装置は、給水栓、分水栓、止水栓及び水道メーター(以下「メーター」という。)等をもって構成する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、その一部を設けないことができる。

(平23告示71・一部改正)

第4条 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、給水装置の構造を水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第6条に定める基準に適合させなければならない。

(令元告示61・一部改正)

第5条 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は、政令第6条に定める基準に適合する材料を使用しなければならない。

(令元告示61・一部改正)

第6条 給水装置の設計施工に必要な事項、使用等については、管理者が別に定める基準に適合しなければならない。

(平23告示71・一部改正)

(受水槽の設置)

第7条 一時に多量の水を使用する箇所その他管理者が必要と認める場合においては、受水槽を設けなければならない。

(平23告示71・一部改正)

(工事申込書の提出)

第8条 条例第5条に規定する工事(以下「工事」という。)の申込みをしようとする者は、給水装置工事申込書(別記様式)を提出しなければならない。

(利害関係人の同意書等)

第9条 工事の申込者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するときは、その所有者の同意書
- (2) 他人の所有地を通過して給水装置を設置するときは、その土地所有者の同意書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認めるときは、利害関係人の同意書又は申込者の誓約書

(平23告示71・一部改正)

(指定給水装置工事事業者の工事)

第10条 第8条の規定により工事の申込みをする場合は、申込書のほか、当該工事を担当する給水装置工事主任技術者が署名押印した設計調書を添えなければならない。

(工事の変更及び取消し)

第11条 工事申込者が工事を変更又は取消しをしようとするときは、直ちに管理者に申し込まなければならない。

2 前項の規定による申込み後、取消しをしても既成部分の工事費は、還付しない。

3 工事申込み後6箇月以内に着工しないときは、工事の申込みを取り消したものとみなす。

(平23告示71・一部改正)

(工事の設計範囲)

第12条 条例第7条に規定する設計範囲は次のとおりとし、その作成基準は、管理者が別に

定める。

- (1) 給水栓まで直接給水するものにあつては、給水栓まで
- (2) 受水槽を設けるものにあつては、受水槽の流入口まで

(平23告示71・一部改正)

(給水装置の加工変更等の禁止)

第13条 給水装置に対しては、給水栓のほか、管理者の許可を得なければ加工その他その現状を変更するような行為をしてはならない。

- 2 前項に規定する禁止事項を行ったものに対しては、管理者において改造又は撤去をし、その費用はその者から徴収する。
- 3 前項に規定する代執行により土地又は家屋その他の工作物に損害を与えていることがあつても、管理者はその責めを負わない。

(平23告示71・一部改正)

(仕切弁及び止水栓の開閉)

第14条 給水装置の工事及び修繕その他特別の理由により、仕切弁及び止水栓を開閉しようとするときは、あらかじめ管理者に届け出て承認を得なければならない。

(平23告示71・一部改正)

(給水装置の修繕)

第15条 給水装置の修繕に要した費用は、管理者が定めるところにより算出した金額を申込者より徴収する。

- 2 市が施行した工事でしゅん工後6箇月以内にその給水装置が損傷したときは、公費をもつて修繕する。ただし、不可抗力又は使用者の故意若しくは過失に起因するときは、この限りでない。

(平23告示71・一部改正)

(特設配水管布設費の負担金)

第16条 条例第14条ただし書の規定による配水管布設に要する工事費の一部を工事申込者に負担させる限度等については、管理者が別に定める。

(平23告示71・一部改正)

第3章 給水

(メーターの設置基準)

第17条 メーターは、次の基準により設置する。ただし、基準により難しいときは、その都度管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 給水栓まで直接給水するものについては、専用又は共用給水装置ごとに1個。ただし、

集団住宅等で管理者が必要と認めるものについては、団地ごと又は1家屋ごとに1個とすることができる。

(2) 受水槽を設けるものについては、受水槽1個とする。

(平23告示71・一部改正)

(メーターの機能試験)

第18条 メーターの機能について、水道使用者等から試験の請求があったときは、市が行い、試験の結果100分の4以上の誤差があるときは、その割合に応じ前回検針後の使用水量を訂正する。

2 前項に規定するメーター試験の際申請者が立会いをすることができる。ただし、立会いをしないという理由で検査の結果に異議を述べることはできない。

(私設消火栓)

第19条 私設消火栓を演習用に使用するとき、その目的及び期日を明示した書類をあらかじめ提出し、管理者の承認を受けなければならない。

(平23告示71・一部改正)

(給水装置及び水質の検査)

第20条 条例第24条第2項に規定する特別の費用を要した場合は、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 給水装置については、その構造材質若しくは機能又は漏水についての通常の検査以外の検査を行うとき。

(2) 水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査以外の検査を行うとき。

第4章 料金及び手数料

(用途の適用基準)

第21条 条例第26条第3項に規定する用途の適用基準は、別表のとおりとする。

(平23告示71・一部改正)

(資料提出の請求)

第22条 用途の適用又は水量の認定等について管理者が必要と認めるときは、使用者に資料の提出を求めることができる。

(平23告示71・一部改正)

(料金の納期限)

第23条 水道料金(以下「料金」という。)の納期限は、納入通知書を発した日の属する月の翌月10日とする。ただし、当該納期限が四国中央市の休日を定める条例(平成16年四国中央

市条例第3号)に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日(その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)とする。

(平19告示35・平21告示168・一部改正)

(督促状)

第24条 料金を納期限までに納めない水道使用者又は管理人に対して、管理者は、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。

2 前項の督促状に指定する期限は、発付の日から15日とする。

(平23告示71・一部改正)

第5章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第25条 条例第41条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、飲用井戸等衛生対策要領(昭和62年1月29日付け衛水第12号厚生省生活衛生局長通知)に定める管理基準に基づいた管理及び管理の状況に関する検査の実施に努めなければならない。

(平25告示26・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、解散前の銅山川上水道企業団給水条例施行規程(平成10年銅山川上水道企業団規程第10号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年3月28日告示第35号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年9月24日告示第168号)

この告示は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成23年3月24日告示第71号)

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに四国中央市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(平成23年四国中央市条例第12号)附則第3項の規定による改正前の四国中央市簡易水道事業給水条例別表第1土居地区に規定する給水区域(土居水

源から給水する区域、関川水源から給水する区域及び上天満水源から給水する区域を除く。)における簡易水道の使用について四国中央市簡易水道事業給水条例施行規則の一部を改正する規則(平成23年四国中央市規則第26号)による改正前の四国中央市簡易水道事業給水条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示による改正後の四国中央市水道事業給水条例施行規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成25年3月22日告示第26号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、告示の日から施行する。

附 則(平成28年12月26日告示第176号)

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の別表の規定は、この告示の施行の日前から継続して供給している水道の使用に係る料金については、平成29年5月の検針に係る料金から適用し、同月前までの検針に係る料金については、なお従前の例による。

附 則(令和元年9月10日告示第61号)抄

(施行期日)

1 この告示は、令和元年10月1日から施行する。

別表(第21条関係)

(平25告示26・平28告示176・一部改正)

用途	適用基準
家事用	一般家庭において日常生活等に使用するもの
業務用	家事用、湯屋用、臨時用、船舶用及びプール用以外のもの
湯屋用	物価統制令(昭和21年勅令第118号)第4条及び物価統制令施行令(昭和27年政令第319号)第11条の規定により愛媛県知事が指定する入浴料金の統制額の適用を受ける公衆浴場において使用するもの
臨時用	工事等において一時的に使用するもの
船舶用	船舶において使用するもの
プール用	公設プールにおいて使用するもの

別記様式(第8条関係)

新 設
給 水 装 置 (開 発) 工 事 申 込 書
改 造

四国中央市長 様

受付第 号
年 月 日

水 栓 所 在 地		四国中央市		丁目 番 号		水栓番号	
		町		番地			
申込者住所氏名		市		丁目 番 号		氏名 ㊟	
		町		番地		電話番号	
使 用 者	フリガナ			施工業者名 ㊟			
	氏 名						
	電 話 番 号			量 水 器	口径φ m/m 番号		
	家族又は従業員数	名			指示数 メーカー		
	用 途	戸数			検満 出庫月日		
工 事 中	集金先氏名			受水槽 m ³ 高架水槽 m ³ 階			
	集金先住所			電話番号			
水 栓 所 在 地 案 内 図							課 長
							課長補佐
							係 長
							係
							料 金 係
着 工 年 月 日		加 入 金	円	領 収 印	配水系統		
掘削許可番号 第 号	残留塩素 mg/l	審査・検査 手数料	円				
		書類作成 手 数 料	円				
道路使用許可書 第 号	検査年月日	国道	円				
		合 計	円				

別記様式(第8条関係)